

平成 2 9 年 4 月 5 日

山 中 理 司 様

法務省訟務局訟務企画課

平成 2 9 年 4 月 5 日受領行政文書の開示の実施方法等申出書（「平成 2 8 年 1 1 月 2 日の弁論準備手続期日における水戸地裁龍ヶ崎支部の裁判官の発言に関して、千葉県弁護士会所属の弁護士が国に対して提起した損害賠償請求訴訟に関する、争訟事件の係属通知（甲号証を除く添付書類を含む。）」）に基づき、別添のとおり対象文書を送付いたします。

三案

機密性 2 情報

法務省訟民第 89 号

平成 29 年 1 月 10 日



水戸地方裁判所長 殿
(最高裁判所事務総局民事局経由)

法務省訟務局長

争訟事件の係属について（通知）

下記事件は、貴庁の所管に属するものと思われるので、通知します。

本件は、水戸地方法務局において処理を担当するので、別紙 1 の事項について調査の上、至急、当職及び水戸地方法務局長に回報願います。

やむを得ない事由により回報が遅延するときは、その事由及び調査の進行状況（調査回報の予定日を含む）を連絡願います。

なお、水戸地方法務局長へ回報するに当たっては、回報書（付属資料を含む。）の写し 1 部を添付願います。

また、相手方から本件訴訟に関連して、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 163 条により書面で回答するよう書面で照会を受けた場合には、直ちに、水戸地方法務局宛て連絡願います。

記

当事者 原告 [redacted]
被告 国

事件番号 水戸地方裁判所 [redacted]

事件名 損害賠償請求事件

添付書類（写し）

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1 訴状 | 1 通 |
| 2 第 1 回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状 | 1 通(封筒添付) |
| 3 訴状訂正申立書 | 1 通 |
| 4 自庁処理申立書 | 1 通 |
| 5 証拠説明書 | 1 通 |
| 6 書証 | |
| 甲第 1 号証ないし第 8 号証 | 各 1 通 |

備 考

1 法務本省主管課 訟務局民事訟務課

担当官 佐々木局付，前沢事務官

電 話 (03) 3580-4111 内線

F A X

2 水戸地方法務局の所在地及び連絡先

〒310-0011 水戸市三の丸1-1-42 駿優教育会館 6 階

電 話

F A X

3 留意事項

別添の「調査回報に際しての留意事項」に十分配意願います。

争訟事件に関する情報は、当省において、原則として、機密性 2 情報（ただし、民事訴訟法第 92 条第 1 項による閲覧制限の決定がされた部分が含まれる情報については機密性 3 情報（別紙 2 参照））として取り扱いますので、貴庁における取扱いに御配意願います。

調 査 事 項

1 請求等の当否

本件請求又は申立てを正当として認めるべきかどうか。

2 請求原因事実等の認否及び反論

訴状に記載されている請求原因事実又は申立書に記載されている事実につき、各記載項目ごとに、(1)認めてよいか、(2)否認すべきか、(3)貴庁において関知しないものかを明らかにすること。

① 否認すべき場合には、その理由を具体的に記載し、その根拠となる事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

② その他相手方の権利が消滅しているなど本件請求又は申立てを正当と認められない法律上及び事実上の理由があれば、これを具体的に記載し、その事実などを証する資料の写しを添付すること（関係者の証言によって当該事実などを証明する場合には、当該関係者の住所、氏名、職業を記載すること。）。

3 本件訴訟が提起されるまでの経緯等

本件訴訟が提起されるに至った経緯等の詳細、特に相手方と貴庁係官との交渉の経過

4 本件訴訟についての意見

本件争訟を遂行するについての貴庁の意見又は希望（特に和解、調停について）があれば、それを付記すること。

5 関係資料の添付

その他、本件の事実関係等を明らかにする資料があるときは、その写しを添付すること。

6 関係者等

本件の事実関係等に関与した者の住所、氏名、職業及び関与の内容

7 担当職員等

(1) 本件争訟の処理を担当する貴庁職員の所属部局、官職、氏名及び連絡先電話番号（内線番号、FAX番号を含む。）

(2) (1)の職員のうち、法務大臣又は行政庁が代理人として指定するのに適当な者の氏名

※ 法務大臣が行政庁等の職員を代理人に指定する場合：国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条第2項ないし第4項、第6条の2第5項、第6条の3第5項
行政庁が所部の職員を代理人に指定する場合：同法第5条第1項

8 その他参考事項

調査回報に際しての留意事項

調査回報に際しては、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）及び民事訴訟規則（平成 8 年最高裁判所規則第 5 号）の趣旨にのっとり、下記の点に留意願います。

記

1 回報期限について

訴状提出から答弁書提出までの期間が短く、しかも答弁書において、3 に説明するような実質的な内容を記載する必要があるため、貴庁における準備と法務局・地方法務局の訟務担当官における答弁書作成の準備期間及び貴庁と法務局・地方法務局の答弁書の決裁に要する時間等を考慮して、調査回報の期限を設定しておりますので、了承願います。

2 法務局担当官への連絡について

貴庁と法務局・地方法務局は、常に連携を取り、速やかに訴訟に対応する必要があります。また、貴庁における準備と法務局・地方法務局における準備とは並行して行う必要がありますので、調査事項の内容等が判明するか否かにかかわらず、本通知の到着後速やかに貴庁担当者から本通知記載の法務局・地方法務局の担当官宛て連絡願います。

3 調査事項について

(1) 調査事項は、本件の事案の概要を把握し、また、民事訴訟法及び民事訴訟規則等に定められている答弁書の記載事項を準備するため回報願うものです。答弁書に記載すべき事項の趣旨は(2)のとおりですが、調査事項について疑問の点は、法務局・地方法務局の担当官に相談してください。

(2) 民事訴訟規則では、「答弁書には、請求の趣旨に対する答弁を記載するほか、訴状に記載された事実に対する認否及び抗弁事実を具体的に記載し、かつ、立証を要する事由ごとに、当該事実に関連する事実で重要なもの及び証拠を記載しなければならない。やむを得ない事由によりこれらを記載することができない場合には、答弁書の提出後速やかに、これらを記載した準備書面を提出しなければならない。」（規則 80 条 1 項）とされています。

相手方の主張事実を否認する場合には、これと両立しない事実があるなど、何らかの理由があるのが通常であり、争点を明確にするため、その理由の記載が求められます。不知とする場合には理由の記載は要求されませんが、相手方主張事実疑問点が指摘できる場合には、その旨を記載することが争点を明確化する上で相当です。

相手方の権利が消滅しているとか、相手方の権利の発生、行使について障害があるなどの抗弁事実があればこれを具体的に記載し、この抗弁事実のうち、「立証を要する事由」について、当該事実ごとにそれに関連する重

要な間接事実の記載が求められます。

立証を要する事由については、証拠方法（書証、人証等）の記載が必要です。

- (3) 回報された調査事項は、本件争訟事件の処理以外には使用いたしません。

4 当事者照会について

- (1) 民事訴訟法では、当事者が主張、立証に必要な情報を相手方から直接入手することができるようにするため、当事者照会の手続が設けられています(法163条、規則84条)。
- (2) 当事者照会をすることができるのは、「訴訟の係属中」、すなわち、訴状の副本が被告に送達された後であります。この時期と近接した時期に、貴庁に対し照会書が送付される可能性があります。この場合、当事者照会は、裁判所が関与しないとはいえ、訴訟法律関係が生じた当事者間の手続であり、準備書面における主張や立証方針と密接に関係するため、その回答書の作成は、準備書面の作成に準じる必要があります。

したがって、照会書が送付された場合は貴庁のみで対応せず、直ちに法務局訟務部又は地方法務局訟務部門に相談してください。

情報の格付について

法務省では、政府機関全体の情報セキュリティ対策を強化・拡充するため、各府省庁が情報セキュリティの確保のために採るべき対策等の基準を定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」及び「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、法務省の情報及び情報システムをあらゆる脅威から守り、必要な情報セキュリティを確保することを目的とした「法務省における情報セキュリティ対策の基本方針」が定められています。各種の情報は、同基本方針により以下のとおり格付けすることとされ、当該情報にその格付を明記することとされています。

当省において、争訟事件に関する情報は、原則として、秘密文書及びこれに相当する機密性は要しないが、漏洩により、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（機密性 2 情報。ただし、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 92 条第 1 項による閲覧制限の決定がされた部分が含まれる情報については機密性 3 情報）として取り扱っています。

格 付	定 義
機密性 3 情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書及びこれに相当する機密性を要する情報
機密性 2 情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書及びこれに相当する機密性は要しないが、漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
機密性 1 情報	公表済みの情報、公表しても差し支えない情報等、機密性 2 情報又は機密性 3 情報以外の情報

副 本

訴 状

平成28年12月12日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 御中

当事者の表示：別紙当事者目録記載のとおり

原告訴訟代理人弁護士 高 橋 修

損害賠償請求事件（国賠）

訴訟物の価額 [REDACTED] 円

貼用印紙額 [REDACTED] 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、原告に対し、[REDACTED]円及びこれに対する平成28年11月2日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 仮執行宣言。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 当事者

1 原告

原告は、千葉県弁護士会所属の弁護士であり（甲1）、訴外[REDACTED]を原告（以下「別件原告」という。）、訴外[REDACTED]を被告（以下「別件被告」という。）とする、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部[REDACTED]損害賠償請求事件（以下「別件訴訟」という。）における別件被告の訴訟代理人である（甲2）。

2 訴外[REDACTED]裁判官（以下「訴外裁判官」という。）

訴外裁判官は、[REDACTED]され、[REDACTED]
[REDACTED]にある者であり（甲

3), 別件訴訟の担当裁判官である。

第2 別件訴訟の事案の概要

別件訴訟は、別件原告が、別件被告と訴外[](別件原告の妻。以下「別件原告の妻」という。)間に不貞があったと主張し、別件被告に対し、不法行為に基づき、損害賠償請求を行っている事案である。

同訴訟において、別件被告は、平成27年4月24日に別件原告の妻が別件被告宅に宿泊した事実を認めている。その上で、別件被告は、①かねてより別件原告の妻が、別件原告から暴力等を受けていることについて、別件被告に相談していたこと、②同日夜遅く、別件原告の妻が帰宅すると、別件原告が別件原告の妻の荷物を6袋ほどのゴミ袋に詰め込んで玄関前に放置していたこと、③そのまま別件原告の妻は別件原告によって自宅を閉め出され、自宅に入れなかったこと、④困った別件原告の妻が別件被告に相談の電話をしたこと、⑤たまたま別件被告宅に空いている部屋があったことから、別件被告が別件原告の妻に自宅空き部屋の利用を許諾したこと、⑥そのような経緯に基づき別件原告の妻が別件被告宅に荷物(ゴミ袋6袋ほどに詰め込まれたもの)を持って行き、別件被告宅に宿泊するに至ったこと等の事実を主張している。つまり、別件被告は、別件原告の妻が別件被告宅に宿泊したことは認めた上で、それにはやむにやまれぬ合理的な理由があったとして、別件被告と別件原告の妻との間における不貞行為の存在を否認している(甲2)。

第3 訴外裁判官の不法行為

1 平成28年11月2日の弁論準備期日における別件訴訟に関する原告の主張、立証

原告は、平成28年11月2日午前10時の別件訴訟の弁論準備期日において、別件原告の妻を原告、別件原告を被告とする離婚事件(水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部[]離婚等請求事件、以下「離婚事件」という。)の謄写記録(訴状、準備書面、証拠説明書、書証等)を書証として提出するとともに、別件訴訟の第3準備書面(甲2)を陳述し、離婚事件における別件原告の妻の主張立証内容に基づき、別件原告と別件原告の妻の婚姻関係がすでに破綻していたこと、別件原告の妻が別件被告宅に宿泊したことに合理的な理由があったこと、仮に不貞が認定されとしても別件原告と別件原告の妻との間の事情は慰謝料額算定に影響すること等を主張した。

2 訴外裁判官による原告を侮辱、中傷する発言

同弁論準備手続期日開始直後、訴外裁判官は、「(別件原告の妻が離婚事件で提出した)準備書面は、主張であって、証拠でないのだから、このようなものを提出されても意味がない。」「こうした内容(離婚事件における別件原告の妻の主張立証に沿う内容)を主張されても、別件原告が事実だと認める訳がないのだから、意味がないでしょう。」「高裁では、宿泊させているにもかかわらず不貞を認定しなかった裁判例なんて、一件もないですから、こんな主張は意味ないんですよ。」と述べたうえで、別件原告に対し、別件被告代理人も同席している場において、「こんな訴訟活動をやっているようでは、先生(原告)がこれからも弁護士としてやっていくことに不安を覚えますよ。」と原告の弁護人としての資質に問題があるかのごとく原告を面罵し、これに原告が抗議すると、「まあ(原告には)可塑性がないってことですな。」と原告を揶揄するかのような発言をし、もって原告を侮辱、中傷した(甲4, 甲5)。

3 訴外裁判官の発言は訴訟指揮権の目的又は範囲を逸脱し、又はその方法が不当であること

(1) 裁判官の法廷警察権の行使につき国家賠償法上の違法性が問題となった判例の見解

判例(最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁・甲6)は、裁判長の法廷警察権の行使に関し、「法廷警察権の趣旨、目的、更に遡って法の支配の精神に照らせば、その行使にあたっての裁判長の判断は、最大限に尊重されなければならない。したがって、それに基づく裁判長の措置は、それが法廷警察権の目的、範囲を逸脱し、又はその方法が不当であるなどの特段の事情のない限り、国家賠償法1条1項の規定にいう違法な公権力の行使ということとはできない」とし、裁判官の訴訟指揮権の行使が国家賠償法の「違法な公権力の行使」にあたるといえるためには、裁判長の行為が訴訟指揮権の目的、範囲を逸脱するか、その方法が不当であることを要するとしている。

(2) 裁判官の発言に「侮辱や人格非難の要素」が含まれる場合は訴訟指揮権の目的又は範囲を逸脱すること

裁判官が訴訟の当事者に対し、「今更そんな主張をされても困る。今日、結審する予定だった。」「あなたの審理が終わらないので、私は上司から怒られているんだ。いつまで裁判をやっているんだ。私の左遷の話まで出ている。私の将来に影響するかもしれない。」と発言した事案において、東京高裁は同発言につき、「その発言内容は、上記のとおり極めて稚

拙で不見識、不謹慎のそしりは免れないけれども、結果として、被控訴人の言い分を改めて聞いた上で、新たな口頭弁論期日を設けて被控訴人の希望どおりの追加立証の機会を与えていることをも併せ考慮すれば、上記のような具体的状況下における訴訟指揮権の行使としてみるときには、訴訟指揮権の目的又は範囲を著しく逸脱する特別の事情があるとまではいえない」とし（東京高判平成26年5月29日訟務月報61巻1号39頁・甲7）、国家賠償請求を棄却したが、同判決では、「もっとも、本件発言の内容等は、上記認定のとおりであり、被控訴人に対する侮辱や人格非難等の要素を含んでいないのであるが」と認定しており、発言が「侮辱や人格非難の要素」を含んでいる場合は、訴訟指揮権の目的又は範囲を著しく逸脱することを前提としていると解される。

なお、同判決の第1審では国家賠償請求が認容されている（長野地飯田支部判平成26年1月30日訟務月報61巻1号51頁）。

（3）訴外裁判官の発言は原告への侮辱、人格非難を含んでいること

訴外裁判官の発言は、「こんな訴訟活動をやっているようでは、先生（原告）がこれからも弁護士としてやっていくことに不安を覚えますよ。」と原告の弁護士としての資質を問題としたうえで、「まあ（原告には）可塑性がないってことですね。」と、可塑性という原告の人格に言及している点で、侮辱、人格非難の要素を含んでいることは明らかであり、訴訟指揮権の目的、範囲を逸脱するものである。

そもそも、裁判官の訴訟指揮権に裁量があるとしても、個人の人格権を侵害しない方法で行うべきことは当然のことであり、訴外裁判官の発言は、原告の人格権を侵害するものであるから訴訟指揮権の目的、範囲を逸脱することは明らかである。

（4）原告による離婚事件の記録の書証としての提出は必要な訴訟活動であり、訴外裁判官の訴訟指揮権行使の必要性も無いこと

一般に、別件における準備書面も書証として証拠資料となり得、ときに別件における当事者の主張は、本件とされる事件での争点を意識していないために重要な意味合いを持つことについては、司法研修所も同旨の見解を示している（甲8）。

別件訴訟においては、別件原告と別件原告の妻の婚姻関係が破綻した時期が争点となっているところ、別件原告は、離婚事件において、まさに破綻の時期に関する主張を変遷させている〔別件訴訟提起（平成27年12月18日）前である平成27年11月6日付離婚事件第1準備書面の段階

では「婚姻関係は破綻していない」、別件訴訟提起後である平成28年4月26日付離婚事件第4準備書面の段階では「平成27年4月24日以降の原告（別件原告の妻を指す）の不貞行為により破綻した」・甲2〕。しかも変遷の理由については別件訴訟第3準備書面において、まさに「当初の、平成27年4月24日を特に意識せず」、と述べている。

このように、離婚事件記録の提出は、別件訴訟の争点である婚姻関係破綻の時期に関し重要なもので、必要な訴訟活動であり、訴外裁判官がこれを制限する合理的な理由は見当たらない。

したがって、訴外裁判官がそもそも上記各発言をしてまで、訴訟指揮権を行使する必要性自体存せず、このことは訴外裁判官の上記各発言がまさに訴訟指揮権の目的、範囲を逸脱することを示すものである。

第4 損害

1 慰謝料

上記の訴外裁判官の発言により、原告が被った精神的苦痛は、金銭に見積もって [] 円を下らない。

2 弁護士費用

上記の原告の被った損害と相当因果関係のある弁護士費用については、その1割に相当する [] 円である。

第5 まとめ

よって、原告は被告に対し、国家賠償法第1条第1項に基づき、損害賠償金 [] 円及びこれに対する不法行為の日である平成28年11月2日から支払い済みに至るまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

証 拠 方 法

- 1 甲第1号証 会員情報
- 2 甲第2号証 報告書（別件訴訟の主張、書証等を添付したもの）
- 3 甲第3号証 裁判官検索
- 4 甲第4号証 報告書（原告の業務日誌の写しを添付したもの）
- 5 甲第5号証 陳述書
- 6 甲第6号証 最高裁判所民事判例集43巻2号89頁
- 7 甲第7号証 東京高等裁判所平成26年5月29日判決
- 8 甲第8号証 司法研修所編『民事訴訟における事実認定』

附 属 書 類

- | | | |
|---|---------|-----|
| 1 | 訴状副本 | 1通 |
| 2 | 証拠説明書 | 2通 |
| 3 | 甲号証写し | 各2通 |
| 4 | 訴訟委任状 | 1通 |
| 5 | 自庁処理申立書 | 1通 |

当 事 者 目 録

〒

原

告

〒271-0077 千葉県松戸市根本141-4 フローラル松戸403

(送達場所)

電 話 047 (703) 8091

FAX 047 (360) 1021

原告訴訟代理人弁護士 高 橋 修 一

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被

告

国

上記代表者法務大臣 金 田 勝 年

〒100-8977
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

国
代表者法務大臣 金田勝年 様



事件番号 [REDACTED]
損害賠償請求事件
原告 [REDACTED]
被告 国

第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成29年1月5日

被告 国

代表者法務大臣 金田勝年 様

〒310-0062

水戸市大町1-1-38

水戸地方裁判所民事第1部合議A係

裁判所書記官 梶山 明 美

電話 029-224-8325

FAX [REDACTED]



原告から訴状が提出されました。

当裁判所に出頭する期日が下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。

なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

記

期 日 平成29年3月10日（金）午後1時15分

口頭弁論期日

出頭場所 302号法廷

答弁書提出期限 平成29年3月3日（金）

出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。



料

NIPPON 500

NIPPON 500

NIPPON 500

NIPPON 100

NIPPON 100

NIPPON 100

NIPPON 50

NIPPON 10

特別送達



168-53-78434-5

〒310-0062 茨城県水戸市大町1丁目1番38号

水戸地方裁判所

- ☒ 民事第1部 電話 (029) 224-8325 FAX 
☐ 民事第2部 (029) 224-8307 
☐ 民事受付 (029) 224-8302 

※ 駐車場には限りがありますので、駐車できないことがあります。

郵便送達報告書 (住所、居所等用)		発送 年月日	平成29年1月5日
事件 番号			
送 達 類	送達 名称	第1回口頭弁論期日出状及び答弁書催告状(平成29年3月10日(金)午後1時15分)、訴状副本、訴状訂正申立書副本(平成28年12月28日付)、証拠説明書副本(平成28年12月12日付)、甲第1号証~第8号証等。自訴人・被告等。	
	差出人 所在地	郵便番号 310-0052 水戸市大町1-1-38	
	差出人 名称	水戸地方裁判所民事第1部合議A係	
	受送達者 本人氏名	国 代表者法務大臣 金田勝年	
受領者の押 印又は署名		 10-8977	
送達 場所		郵便番号 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	
送達 年月日時		平成 29 年 1 月 5 日 時	
送 達 方 法	1	受送達者本人に渡した。	
	2	受送達者本人に出会わなかったため、書類の受領について相当のわきまがあると思われる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 柴田 陽一郎 (氏名:)	
	3	次の者が正当な理由なく受取りを拒んだので、その場に差し置いた。 ア 受送達者本人 イ 使用人・従業者 ウ 同居者 (氏名:)	
	4	営業所に届いた書類の受領について相当のわきまがあると思われる次の者に渡した。 ア 使用人・従業者 イ 同居者 (氏名:)	
上記のとおり送達しました。 平成 年 月 日 配達担当者 郵便局 (印)			
上記送達に係る郵便物が適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が適正に記載されていることを確認しました。 平成 年 月 日 郵便局 (印)			差出人記入欄 

- (注) 1 受領者が押印又は署名をすることができないときは、「受領者の押印又は署名」欄にその旨を記入すること。
2 「送達場所」欄は、市町村名から住所番号等まで詳細明確に記入すること。ただし、営業所の窓口において交付したときは、「窓口」とのみ記入すること。
3 「送達年月日時」欄の年月日時のいずれかの数字が1桁のときは、特内に右詰めで記入すること。また、時刻は24時間制で記入すること。
4 「送達方法」欄は、次により記入すること。
(1) 「1」、「2」、「3」及び「4」の欄については、該当する数字〇とつを「〇」で囲む。
(2) 「2」、「3」又は「4」を「〇」で囲んだ場合は、さらに該当するものを「〇」で囲み、その氏名を記入する。ただし、受送達者本人であるときは、その氏名を記入しない。

62

原告

被告 国

訴状訂正申立書

平成28年12月28日

水戸地方裁判所民事第1部合議A係 御 中

原告訴訟代理人

弁護士 高 橋 修

訴状記載事項のうち、下記3点を訂正する。

- 1 添付の当事者目録のうち、原告代理人のFAX番号。

「047(360)1021」(誤)

⇒「047(360)1020」(正)

- 2 訴状3頁の7行目末尾。

「別件原告」(誤)

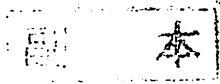
⇒「原告」(正)

- 3 訴状3頁8行目前半。

「別件被告代理人」(誤)

⇒「別件原告代理人」(正)

以上のとおり訂正する。



平成28年(ワ)第

号損害賠償請求事件(国賠)

原告



被告国

自 庁 処 理 申 立 書

平成28年12月12日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 高 橋 修



上記当事者間の頭書事件の管轄裁判所は龍ヶ崎簡易裁判所であるが、下記理由のため、貴庁において本件を処理されたく、民事訴訟法第16条第2項に基づきその旨を申立てる。

記

(理由を簡潔に書いてください。)

裁判官の職務行為に関する国家賠償請求の事案であり、重要な法律上の争点が存すると予想されるため。

以 上



平成28年(ワ)第

号損害賠償請求事件(国賠)

原告

被告国

証拠説明書

平成28年12月12日

水戸地方裁判所龍ヶ崎支部 御中

原告訴訟代理人 弁護士 高橋修

番号	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
甲1	会員情報	写し	平成28年11月25日	日本弁護士連合会	原告が千葉県弁護士会所属の弁護士であること
甲2	報告書(別件訴訟の主張, 書証等を添付したもの)	原本	平成28年11月28日	原告	別件訴訟の事案の概要等
甲3	裁判官検索	写し	平成28年11月25日	新日本法規出版株式会社	訴外裁判官が[redacted]され, [redacted]にあること
甲4	報告書(原告の業務日誌の写しを添付したもの)	原本	平成28年11月28日	原告	平成28年11月2日の別件訴訟弁論準備期日における訴外裁判官の発言内容
甲5	陳述書	原本	平成28年11月28日	原告	平成28年11月2日の別件訴訟弁論準備期日における訴外裁判官の発言内容

番 号	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲 6	最高裁判所民事 判例集 4 3 巻 2 号 8 9 頁	写し	不詳	最高裁判所 判例調査会	裁判官の法廷警察権の行使が 国家賠償法上違法となる要件
甲 7	東京高等裁判所 平成 2 6 年 5 月 2 9 日判決	写し	不詳	株式会社 T K C	裁判官の発言の国家賠償法上 の違法性が問題となった事案
甲 8	司法研修所編『民 事訴訟における 事実認定』	写し	平成 1 9 年 1 1 月 1 0 日発行	法曹会	一般に別件の訴訟記録を本件 において書証として提出する 訴訟活動は通常の訴訟活動で あること